

# 弟子屈町景観計画

弟子屈町

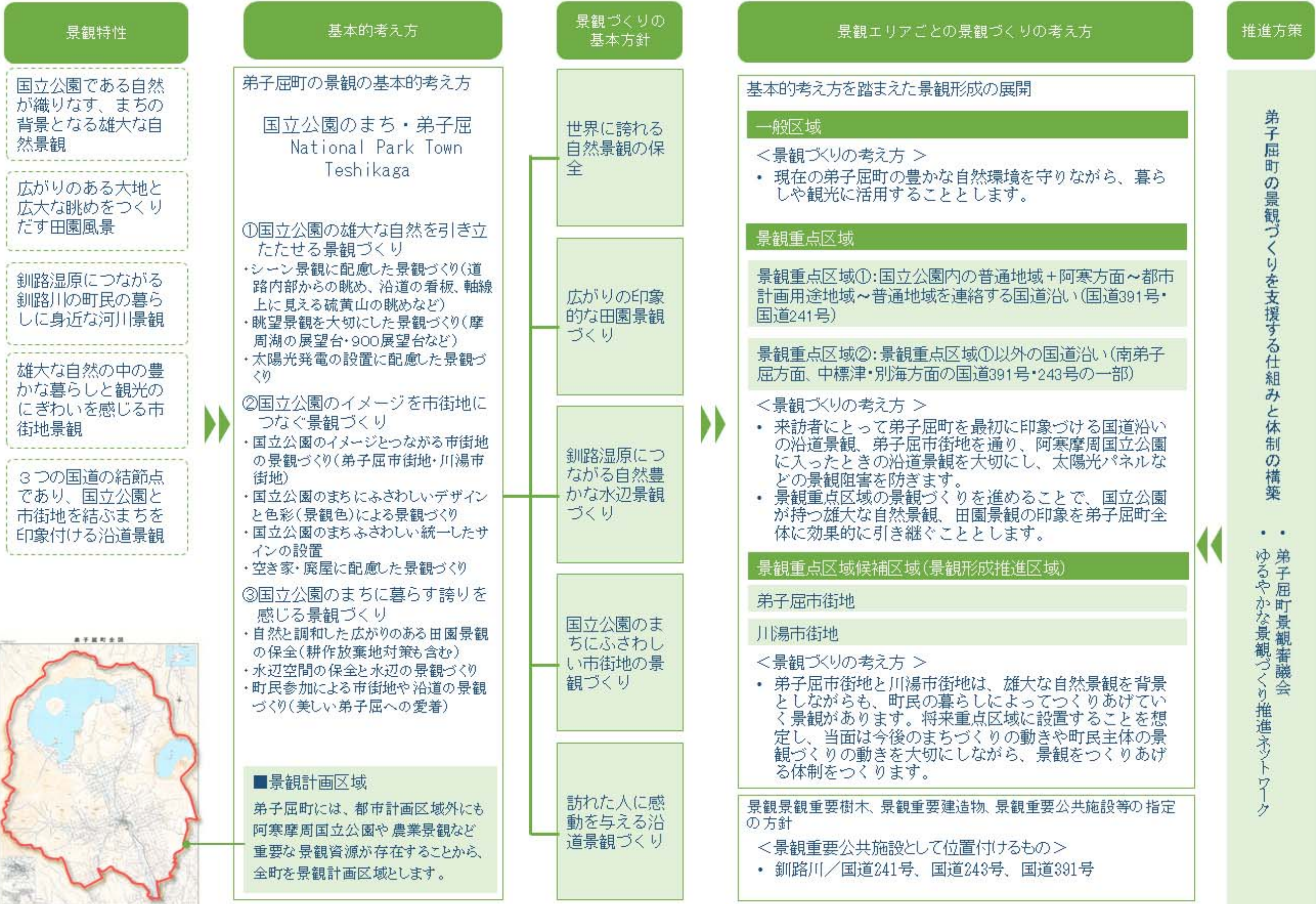
令和4年(2022年)6月



## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨 .....                   | 1  |
| 1. 計画策定の背景と目的 .....                 | 1  |
| 2. 計画の位置付け .....                    | 1  |
| 第2章 弟子屈町の景観特性と課題 .....              | 2  |
| 1. 弟子屈町の概要 .....                    | 2  |
| 2. 弟子屈町の景観特性 .....                  | 9  |
| 3. 弟子屈町の景観づくりの課題 .....              | 13 |
| 第3章 景観づくりの基本理念・基本方針 .....           | 16 |
| 1. 基本理念 .....                       | 16 |
| 2. 基本方針 .....                       | 18 |
| 第4章 景観計画の区域 .....                   | 19 |
| 1. 景観計画区域及びエリア .....                | 19 |
| 第5章 景観づくりのルール（行為の制限） .....          | 21 |
| 1. 弟子屈町の景観づくりにおける基本的な考え方 .....      | 21 |
| 2. 景観形成基準 .....                     | 22 |
| 3. 届出対象行為 .....                     | 26 |
| 第6章 景観づくりに関わる資源の指定方針や整備に関する事項 ..... | 30 |
| 1. 景観重要公共施設の指定の方針 .....             | 30 |
| 2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 .....      | 31 |
| 第7章 景観づくりの推進方策 .....                | 32 |
| 1. 弟子屈町の景観づくりを支援する仕組みと体制の構築 .....   | 32 |

# ■弟子屈町景観計画の体系



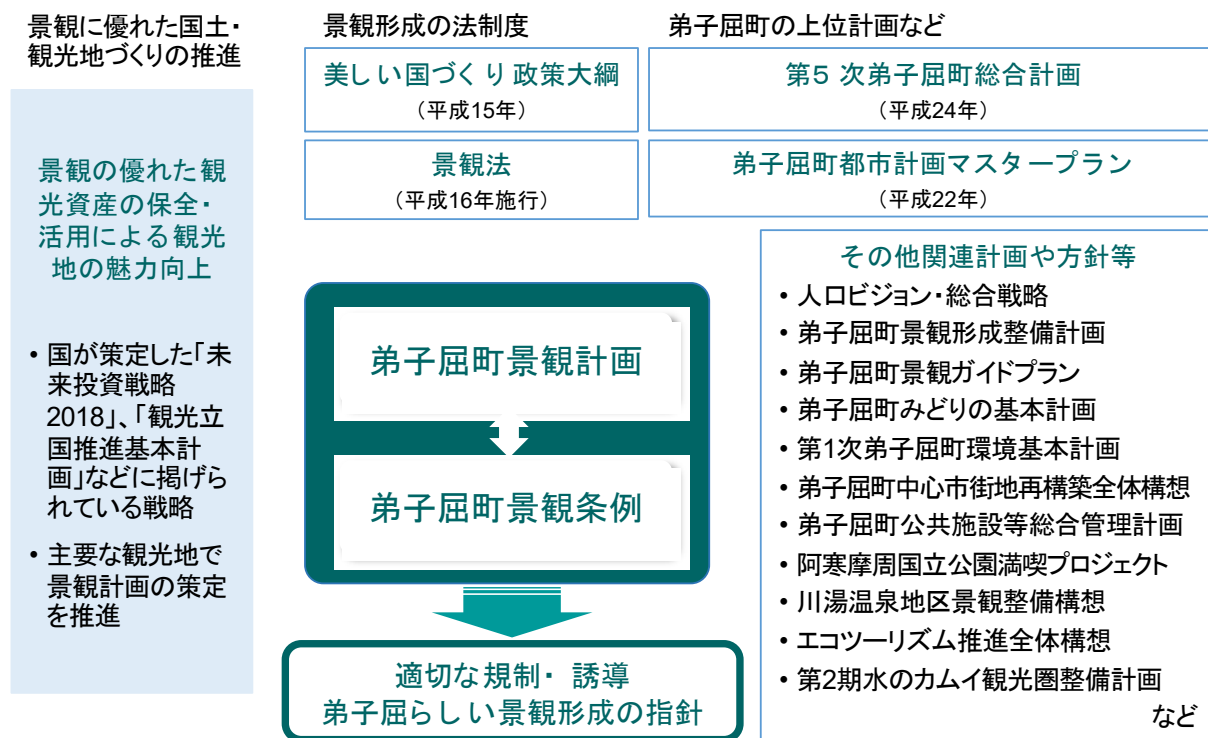


# 1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景と目的

景観計画は、町の景観をより良好なものとするために、景観に関する現状及び町民の意向を踏まえつつ、景観に関する基本的な方向性・考え方を取りまとめたものです。弟子屈町の観光や農業といった地域産業や人々の暮らしを支え、多様な主体がビジョンを共有しながら「弟子屈らしい景観形成」に取り組むための指針となります。

## 2. 計画の位置付け



## 2章 弟子屈町の景観特性と課題

### 1. 弟子屈町の概要

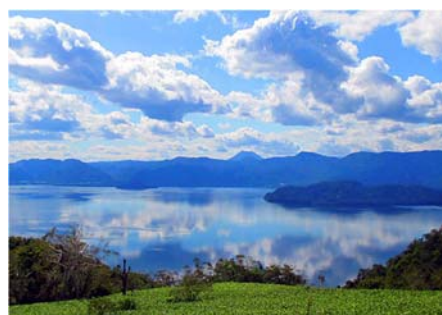
#### (1) 位置・地勢

弟子屈町は、北海道の東の中心に位置しており、東経 144 度 13 分から 144 度 36 分、北緯 43 度 3 分から 43 度 42 分の地点にあります。北西面はオホーツク地域に接し、高く険しい山並みが広がっていることに対して東の山並みは根室高原に連なっており、南は標茶町を経て釧路湿原に接しています。自然環境により形成された土地は平地が少なく起伏が多いことが特徴です。

世界有数の透明度を誇る摩周湖、日本最大級のカルデラ湖である屈斜路湖を有しています。



摩周湖



屈斜路湖

#### (2) 水系

弟子屈町には、屈斜路湖を源とした釧路川、阿寒湖を源とした阿寒川などの本流が流れています。その他にも、仁多川や尾札部川といった河川が約 50 あり、弟子屈町にうろのおいのある景観をもたらしています。

釧路川は全長 154km の一級河川であり、日本の 109 ある一級河川水系のうち、流れ出しから河口までの間にダムや堰が存在しない河川は釧路川のみです。



弟子屈市街地を流れる釧路川



釧路川のカヌーツアー

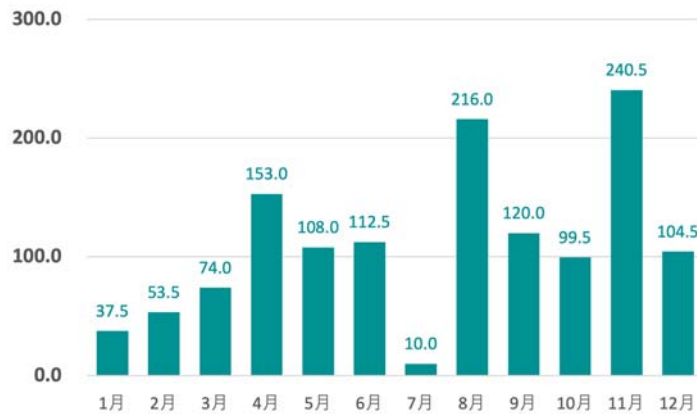
### (3) 気候・気象

弟子屈町の年間平均気温は3℃から5℃前後で、冷涼な気候です。

2010年代からは最高気温が30℃を超え続ける観測結果が出ており、2019年には35.7℃を記録しています。

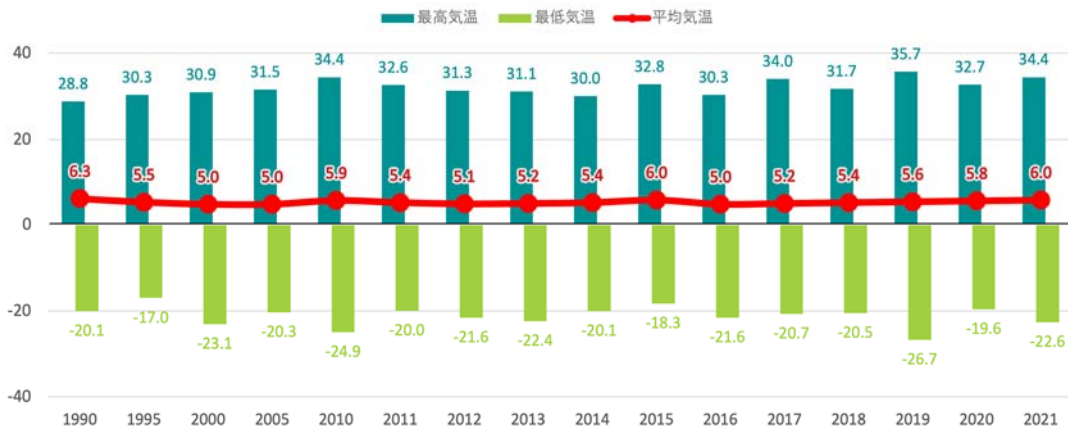
初雪は毎年11月上旬に観測されており、降水量は月100mmを超えることが少ないため、冬場でも過ごしやすい気候となっています。

#### 弟子屈地区の月別降水量合計（2021年）



出典：気象庁（弟子屈地区データ）

#### 弟子屈地区（1990年～2021年）の気温



出典：気象庁（弟子屈地区データ）



#### (4) 植生

硫黄山周辺は、標高約 150m にイソツツジ、ハイマツを主体とした大群落があり、昭和 29 年 8 月に国立公園特別保護地区に指定されています。

摩周湖周辺にはダケカンバ林が広がっており、標高が 1,000m に満たないにも関わらず、冷涼な気象条件からエゾツツジやイワギキョウなどを見ることができます。他にもミネザクラなどの低木類に加え、登山道周辺ではエゾカラマツソウやハクサンチドリなどが生育しています。

摩周湖では、唯一の固有種であるマシュウヨモギが生育しています。また、図鑑などにも収録されず、一般に観察することもできない幻の植物も存在すると言われています。



硫黄山周辺の植生



つつじヶ原自然探勝路

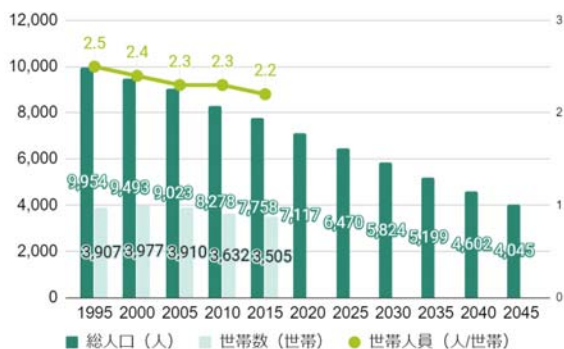
#### (5) 人口動向

弟子屈町の人口はピーク時の 1965 (昭和 40) 年から減少傾向を辿っており、2020 (令和 2) 年には約 6,000 人が減少して 6,955 人となっています。

年齢階層別に人口をみると、年少人口・生産年齢人口が減少傾向にある一方で老年人口が増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。世帯数も同様に 2010 (平成 22) 年から減少傾向にあり、2020 (令和 2) 年には 3,339 世帯になっています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、2045 年には 2015 (平成 27 年) の約半数の人口になると推計されています。

弟子屈町の人口・世帯数の推移と将来設計



出典：弟子屈町第 2 次環境基本計画

弟子屈町の年齢階層別人口と将来設計



出典：弟子屈町第 2 次環境基本計画

## (6) 産業

農業は全町を通し酪農や肉用牛、馬産が盛んであり、北部地域（川湯・屈斜路・札友内）は他地域と比較して温暖な気候のため、畑作経営も営まれています。畑作では冷涼な気象条件を活かした馬鈴薯・甜菜・小麦の3作物が作付けされており、近年では第4の作物としてそばも定着しています。

農業経営は、各種農業と農村整備事業の導入によって農地の造成・施設の整備が進んでいる。また、畑作については北海道一の経営規模を誇っています。

後継者の不在や負債問題、生乳の需要減少による増産計画の未達成やT P Pなど、農業の先行きが不透明なことから離農の傾向が続いています。



900草原



田園景観

## (7) 観光

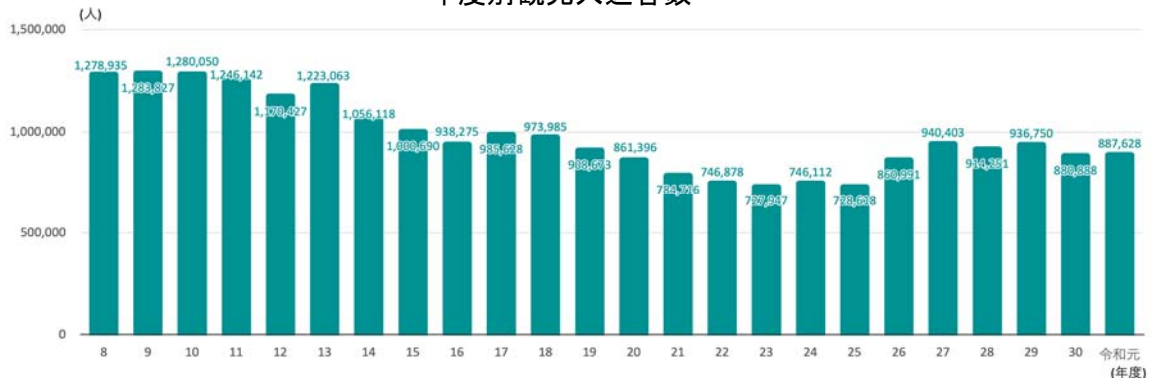
年度別観光入込客数を見ると、平成25年度まで減少傾向にあった数値が平成26年度から上昇しており、令和元年には約88.7万人になっています。

一方で、近隣宿泊施設の近代化や大型化に伴う競争率の低下などにより、全体的に宿泊客が減少しています。

弟子屈町は明治18（1885）年に温泉旅館が開業したことで、温泉地としての価値が高まりました。現在は摩周温泉と川湯温泉の二つが有名で、毎年多くの観光客や地元住民が訪れています。摩周温泉は主に中心市街地付近に施設があり、足湯としても利用されるなど、住民の生活に温泉が根付いています。川湯温泉は、摩周湖の伏流水が硫黄山の地下で熱せられ湧き出たもので、その効能は古くから療養泉として親しまれてきました。

また、エリアごとの観光入込客数を見ると、摩周温泉エリアが最も多く、次いで川湯温泉エリアになっており、温泉地としての人気が高いことがわかります。

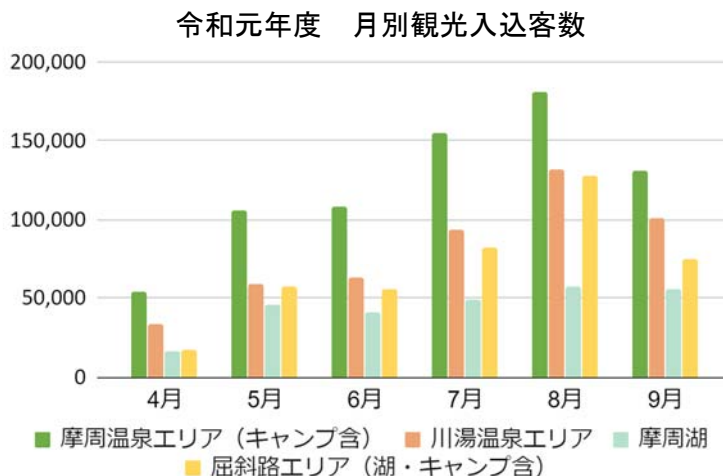
年度別観光入込客数



(出典：弟子屈町観光データ年度別観光客数（平成8年度～令和元年度）)



川湯温泉街の温泉川



## (8) 歴史

明治 10 (1877) 年、硫黄山の硫黄鉱石の採鉱を始めた佐野孫右衛門が釧路川沿いの輸送路を拓きました。その後、現摩周パークである温泉宿や現ホテル丸米の前身の開業、硫黄山・標茶間の鉄道建設を経て、明治 23 (1890) 年に熊牛原野に更科治郎が入植したことが開拓のきっかけとなりました。

その後、硫黄の採掘中止に伴い鉄道が廃止された状況の中で迎えた明治 30 (1897) 年には、弟子屈町の大部分が皇室の御料林に指定されました。

その後、当時の弟子屈町の欠点（痩せた土地、寒冷地、不便な交通網）を生かしつつ、畜産を加えた混合農業について書かれた川上御料農地開拓設計書が実践され、これにより明治 32 (1899) 年から大正 8 (1919) 年にかけて日本各地から移民が多く集まり、弟子屈村として発展しました。

釧路川を利用して盛んに釧路港への流送が始まり、木材業が繁栄し、これにより人口の増加と木材運搬用の馬の需要、飼料の適地産物の供給が増加し、「川上に不作なし」と呼ばれるほど経営が安定するようになりました。

さらに、混合農業や木材業が繁栄する中で、釧路土木事務所長である永山在兼の手により拓かれた美幌峠や屈斜路の回遊ルート、摩周湖への道などを開削した周遊観光ルートにより、観光業にもスポットが当たるようになりました。また、阿寒国立公園の誕生によって摩周湖・屈斜路湖・硫黄山といった観光資源が全国に広まり、道東の観光地として発展していきました。

現在も、弟子屈町では先人たちが遺した豊かな自然と技術を生かし、まちづくりや観光、造林や牛が主体の酪農が行われています。



## (9) 市街地利用の変遷

弟子屈町市街地は明治 23 (1890) 年の駅頓所設置、現在は弟子屈町で最も大きな市街地になっています。弟子屈町の主要な駅である JR 摩周駅を中心として、国道 241 号、243 号、391 号線といった幹線道路が通っている。また、医療・福祉施設や様々な公共施設が集中しているなど、交通以外の面から見ても弟子屈町の中心となっていることがわかります。

明治 31 (1898) 年、温泉旅館開業当時の川湯市街地では入植者の湯治利用が中心となっています。昭和 3 年以降には川湯・跡佐登間の道路や川湯駅新設、駅と川湯温泉間の道路の完成と交通の面で発展を遂げ、昭和 9 年 (1934) には阿寒国立公園の指定等が行われました。これらをきっかけに、川湯は摩周湖と屈斜路湖を結んだ観光ルート上に位置する地区として弟子屈町で随一の観光地、保養地となりました。

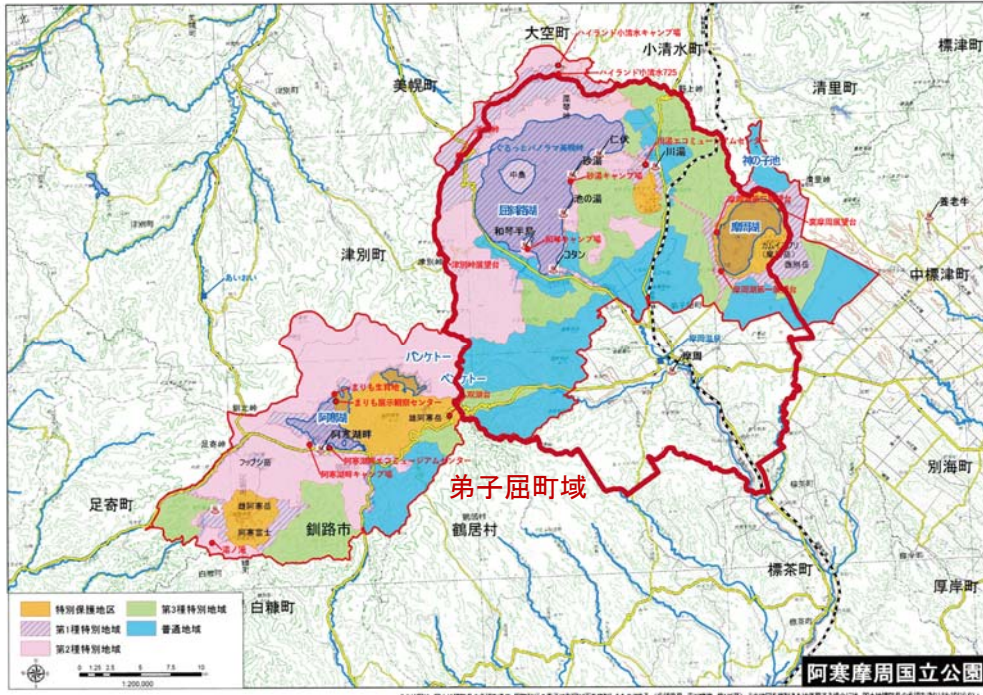
その他、明治 36 (1903) 年に道内在住の開拓経験者の入植によって、林業と農業、酪農の里として発展した。弟子屈町の第 1 次産業中心地区となっている美留和地区などをはじめ、多数の地区があります。



## (10) 土地利用

### 1) 国立公園の範囲

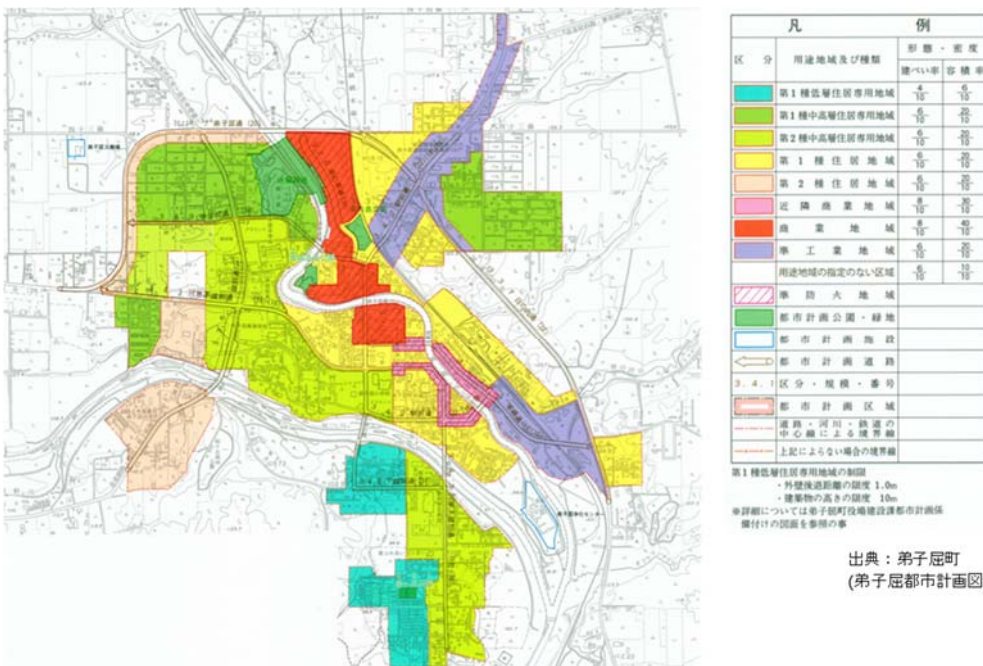
弟子屈町はその約7割が国立公園区域となっており、世界に誇る豊かな自然に囲まれたまちであることがわかります。



### 2) 都市計画

弟子屈町の都市計画区域では、湯の島通や弟子屈橋周辺は商業地域として用途が定められており、釧路川に沿って一部が近隣商業地域に指定されています。

駅前通や栄橋通は準工業地域に指定されており、その他は第1種、第2種中高層住居専用地域や第1種住居地域等に主に利用されています。



## 2. 弟子屈町の景観特性

### (1) 自然景観

弟子屈町は、硫黄山や美幌峠といった 500m を超える標高から見下ろす美しい景観と、野上峠などの低地から望むことができる人々の営みや山々の連なりといった景観が特徴です。

また、酸性の強い硫黄山の地質で育つエゾイソツツジの群生、地熱が高く雪が積もらないことから冬でもコケが豊かに生えるポンポン山、亜寒帯に属する摩周湖周辺地帯で見ることができる高山植物など、特殊な地質や気候によるみどりの景観も特徴となっています。

弟子屈町はこれらの高低差のある土地をもつ特徴から、町内に展望台が数多く存在します。町営牧場であり、市街地からほど近い場所にある 900 草原からは弟子屈町を真下に見下ろすことができるだけでなく、360 度を見渡せる展望館からは摩周岳、硫黄山、藻琴山を望むことができます。他にも、屈斜路湖を望むことができる 3 つの峠（美幌峠、藻琴峠、津別峠）があり、それぞれの展望台からは雲海や阿寒の山並み、硫黄山などの四季折々の表情も見ることができます。



900 草原からの眺望



摩周展望台から摩周湖への眺望



津別峠から屈斜路湖への眺望

## (2) 田園景観

弟子屈町は、町域の約 12%が畑、約 4%が牧場として利用されています。このため町営牧場である「900 草原」をはじめとした代表的な 3つの牧場からは、広がりのある大地と広大な田園風景の雄大な眺めを得ることができます。それぞれ広大な土地だけではなく、広大な農地では、馬鈴薯、甜菜、小麦が作付されているほか、ここ 10 年でそばの作付面積が増加しており、各所でそば畑が広がっていることも特徴です。



900 草原



広がりのある田園景観



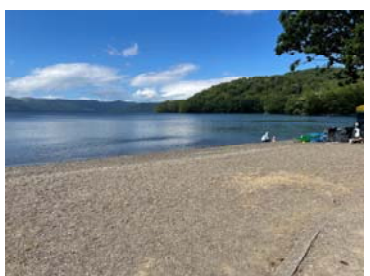
畑地の景観

## (3) 水辺景観

弟子屈町には、約 79k m<sup>2</sup>と日本一の大きさを誇るカルデラ湖の屈斜路湖と、1931 年に透明度が 41.6m を記録し、現在でも 28m と高水準を保っている摩周湖という代表的な 2つの湖があります。また、摩周湖周辺地帯及び屈斜路湖内にある和琴半島自然探勝路では、広大な湖面と共に高山植物などを見ることができます。さらに、夏の時期には雲海による美しい景観が広がり、観光客や写真家から絶大な人気を集めている。

また、屈斜路湖から流れる釧路川は、その高低差が 120m ほどしかないことからカヌーによるツアーが多く行われています。四季や気候によって変化する美しい自然と釧路川の流れが、魅力的な景観を作り出しています。

釧路川は市街地にも流れており、摩周駅からほど近い橋からその流れを望むことができます。また、釧路川水系の 1 級河川である鑑別川も市街地に流れており、水郷公園や河川敷などの町民から親しまれている場所から豊かな自然と共に望むことができます。



和琴半島



市街地を流れる釧路川



釧路川でのカヌーツアー

#### (4) 市街地景観

弟子屈町の大きな2つの市街地は、町民の生活の拠点となっています。弟子屈市街地は、商業施設や飲食店、企業や公共施設が集積し、町民が暮らし、働く生活の景観があります。弟子屈町内で最も大きな駅である摩周駅があり、まちの玄関口の1つとなっています。道の駅摩周温泉や釧路川があり、観光客も多く見られます。弟子屈市街地は、新たな公共施設の建設や釧路川の活用などのまちづくりの動きにより、今後さらに魅力的な市街地の景観づくりが求められています。

川湯市街地は、川湯温泉街を中心とし、観光と暮らしが密接に結びついた景観が形成されています。市街地の中には温泉川などの小さな川が流れ、小規模な商店と緑地などによる温泉街の景観が作られています。廃業したホテルが多く残されていることが課題の一つとなっています。



JR 摩周温泉駅



川湯温泉街

#### (5) 沿道景観

弟子屈町には東北海道の主要なまちをつなぐ3つの国道が通っており、弟子屈町はその結節点ともなっています。

国道241号は、主に広がりのある田園景観と遠方に美羅尾山などの山並みを見渡すことができます。国道243号はシーニックバイウェイ北海道の各ルートの中でも特に魅力的な景観として「秀逸な道」に認定される美幌峠から屈斜路湖を見下ろす道や、雄大な自然景観、田園景観を通る沿道景観があります。国道391号は川湯市街地と弟子屈市街地をつなぐ役割があり、雄大な自然景観があります。

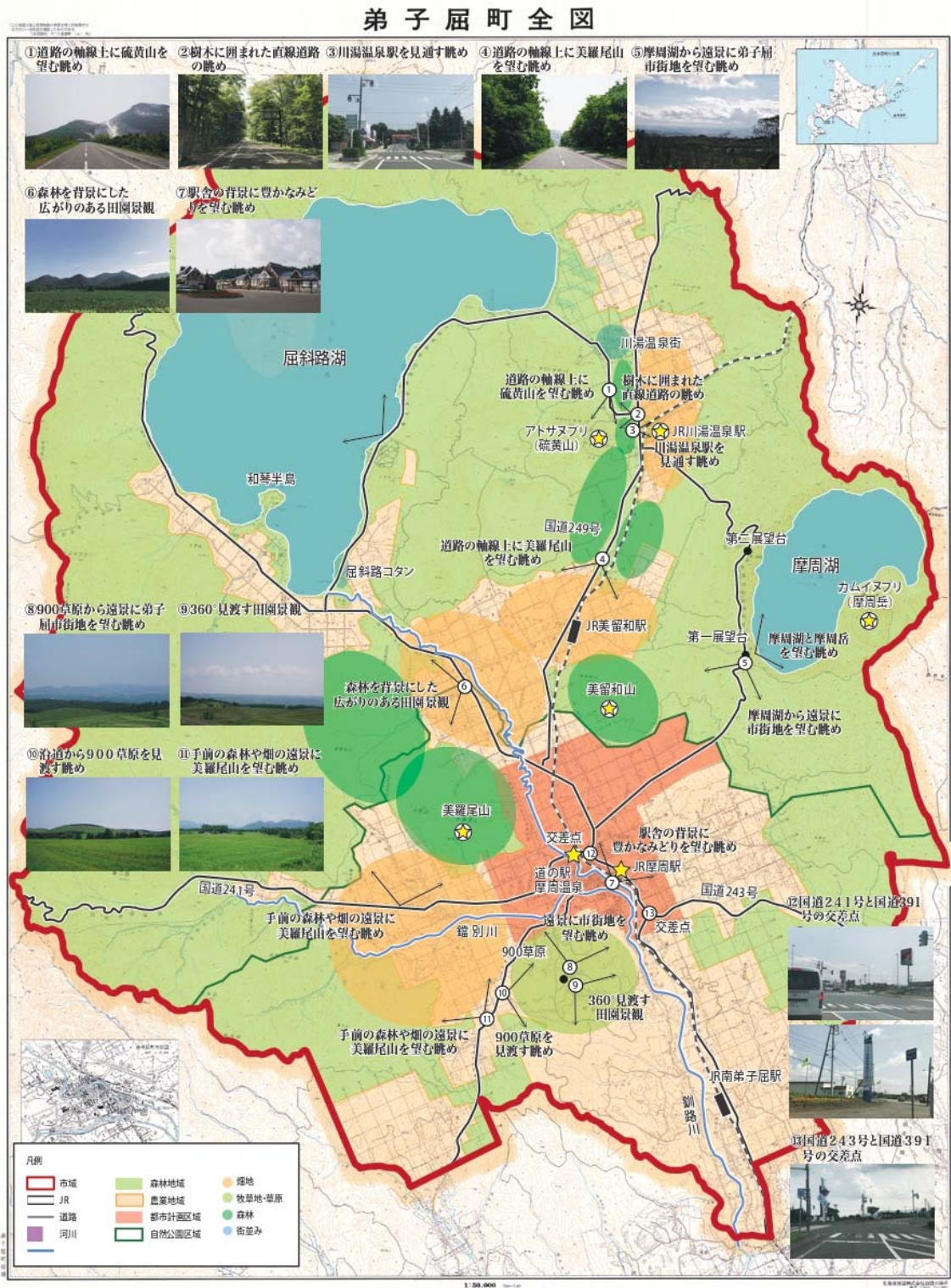


国道243号

3つの国道はいずれも阿寒摩周国立公園を通り、弟子屈市街地などをつないでいます。国道における景観は国立公園としての魅力ある沿道景観が求められます。



■弟子屈町の景観特性図



### 3. 弟子屈町の景観づくりの課題

#### (1) 景観阻害要因の抽出

弟子屈町が保有する公共施設等は、昭和 40 年代後半から 50 年代中盤までに多くが建設され、60 年度や平成 3 年から 10 年代前半にも建設された。また、平成 28 年度時点では新耐震基準で建設された昭和 57 年度以降の施設が 57% に対し、旧耐震基準で建設された施設は 43% もあった。現在でも耐震基準が旧式である施設が多く、老朽化の観点から見ると全施設の 3 割近くに大きな劣化があると認められている。老朽化の進行度が低く、劣化が少ないと認められた施設は全体の 2 割ほどであることから、今後も施設の老朽化による劣化や廃屋の増加が予想される。

上記の課題に加え、空き店舗の増加などによる街並みの統一感の低さや、まちの玄関口のひとつである JR 摩周駅正面の市街地景観に賑わいが少ないなどの問題がある。観光客が多く訪れる温泉街にも同様の問題が見られることから、観光客や地域住民にとっても弟子屈のまちの魅力を感じられるような、自然環境と調和した統一感のある景観が求められる。

また、弟子屈町における離農率が上昇傾向にあること、伐採が進んでいることを受け、郊外の原野化・遊休化が進んでいます。これらの土地を維持・保全しつつ、観光資としての景観づくりを進めていく必要がある。

加えて、近年の太陽光パネルの乱立も課題となっており、弟子屈町の広がりのある豊かな自然景観を阻害する要因の一つとなっている。



川湯温泉街の廃ホテル



弟子屈市街地



川湯市街地



沿道の太陽光パネル

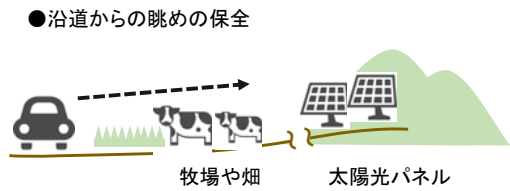
その他、2019 年 6 月に実施された弟子屈町の町民を対象にしたアンケートにより、以下の要素が景観を阻害している要因として挙げられた。

- 1) 太陽光発電所・パネルの設置や乱立、及びそれに伴う森林の伐採等
- 2) 景観にそぐわない屋外広告物の乱立や、老朽化した建物や廃屋の放置
- 3) 街灯と異なる高さの街路樹
- 4) 街路樹や雑草の手入れ不足、
- 5) 屈斜路周辺の温泉施設の源泉排水によるヘドロ
- 6) 色や形状が奇抜な構造物

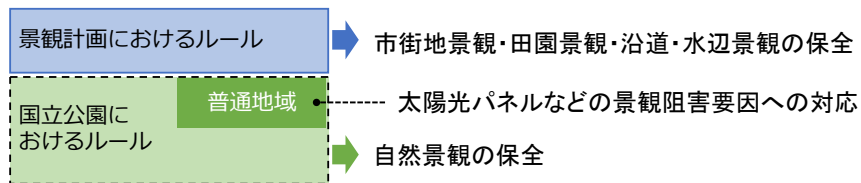
## (2) 弟子屈町の景観づくりにおける課題

### 1) 国立公園内の普通地域における太陽光パネルの乱立

弟子屈町において近年、小規模な太陽光パネルの設置が見られており、沿道からよく見える範囲に設置されたものや規模が大きく圧迫感のあるものについては、景観を阻害する要因となります。特に、国立公園においても、普通地域など比較的規制が緩やかな地域では、太陽光パネルの設置が見られ、雄大な自然景観や広がりのある田園景観を阻害している箇所も見られます。今後、弟子屈町として阿寒摩周国立公園を世界に誇る国立公園として発展させていくためには、太陽光パネルの乱立による景観阻害を防ぐ必要があります。



沿道の太陽光パネル



### 2) 国立公園と市街地の連続性を感じさせる沿道の景観づくり

弟子屈町が阿寒摩周国立公園を有するまちとしてさらに発展していくためには、国立公園と市街地が連続性を持ち、一貫して豊かな自然環境を感じられる景観づくりが求められます。特に国立公園と市街地をつなぐ国道沿いは、豊かな自然環境と調和する景観づくりが必要です。

国立公園を有するまちとして、まち全体が国立公園と同じように自然と調和した景観や豊かなみどりを感じられるように、景観整備を進める必要があります。



国道沿いのプランター設置

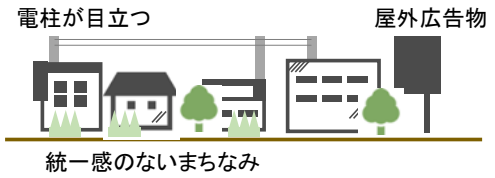
### 3) 国立公園を有するまちとしてふさわしいまちの顔としての市街地の景観づくり

弟子屈町にある大きい2つの市街地（弟子屈市街地・川湯市街地）は、町民と来訪者にとっての交流・観光拠点としてさらなる交流が促進され、にぎわいにつながる景観形成が求められます。

一方で、弟子屈市街地はまちの顔となる場所や人のにぎわいの拠点が分かりにくいことが課題であり、屋外広告物の掲示や建物の並びなどには統一感のある街並みが求められます。また、国立公園内の川湯市街地では、廃業や休業した宿泊施設や土産物屋が点在し、特に廃屋となったホテルは景観上の課題となっています。

今後さらなる人口減少により、手入れがされていない廃屋・空き地が増加することを踏まえ、都市計画や関連する動きと連動させながら景観づくりを進める必要があります。

#### ●まちの顔となる市街地の景観づくり



### 3章 景観づくりの基本理念・基本方針

弟子屈町の景観計画および景観条例は、弟子屈町が国立公園を有する世界に誇るまちとしてさらに魅力を高められるものにします。そのための景観形成の基本理念・基本方針は以下の通りです。

#### 1. 基本理念

#### 国立公園のまち・弟子屈 (National Park Town Teshikaga)

##### (1) 国立公園の雄大な自然を引き立たせる景観づくり

阿寒摩周国立公園には摩周湖や屈斜路湖、硫黄山などの雄大な自然があり、弟子屈町の自然景観は世界に誇れるものです。国立公園の雄大な自然を引き立たせ、より魅力的な弟子屈町の景観をつくるためには、国立公園と市街地をつなぐ国道沿いなどの連続性のある景観における道路内部からの眺めや看板、道路軸線上に見える山並みの眺望へ配慮した景観づくりを進めます。

摩周湖にある展望台から森林、市街地を見下ろす眺めや900草原(町営牧場)から田園景観や市街地を360°見渡す眺めは、弟子屈町の豊かな自然環境を強く感じることができる景観です。このような眺望景観を大切にしたい景観づくりを進めます。

また、近年増加している太陽光パネルの乱立は、弟子屈町の豊かな自然景観を阻害する恐れがあります。設置する際には、自然環境や景観を阻害しない工夫を進めます。



##### (2) 国立公園のイメージを市街地につなぐ景観づくり

弟子屈町の大きな2つの市街地である弟子屈市街地・川湯市街地においては、国立公園を有するまちとして、国立公園のイメージとつながり統一感を感じる市街地の景観づくりを進めます。

国立公園にふさわしいデザインや色彩を用いた街並みづくりや統一したデザインのサインの設置を進めます。建築物やサインには、国立公園で推奨されている景観色を用いることなども考えられます。

国立公園と市街地をつなぐ国道沿いの景観にも配慮し、まち全体として国立公園とイメージがつながる景観づくりを進めます。



### (3) 国立公園のまちに暮らす誇りを感じる景観づくり

町民が国立公園のまちに暮らすことに誇りを感じられるような景観づくりを進めます。雄大な自然と調和した田園景観の保全や釧路川などの身近な水辺空間の活用など町民の暮らしに根付いた景観の魅力づくりを進めます。

また、町民参加による市街地や沿道の景観づくりを進め、世界に誇る国立公園を有するまち弟子屈への愛着を育てます。



## 2. 基本方針

### (1) 世界に誇れる自然景観の保全

町民に親しまれている美羅尾山や硫黄山などの山々、屈斜路湖や摩周湖、釧路川等の湖や河川などの弟子屈町の特徴や文化を表す景観資源である自然景観をさらなるバリューアップさせることが求められます。そのために、景観を阻害する太陽光パネルの設置や沿道のサインのデザイン・色彩などに配慮するなど自然景観を保全します。



### (2) 広がり印象的な田園景観づくり

まちの基幹産業である農業を維持しつつ、北海道らしい広がりのある牧草地や牛のいる景観、四季折々に彩りのある畑地を保全し、観光資源としてより魅力的なものとしします。特に国道沿いなどから見渡す広がりのある田園景観を保全するため、太陽光パネルや建築物、サインなどにおいても自然景観に調和したものとしします。



### (3) 釧路湿原につながる自然豊かな水辺景観づくり

水辺景観は、屈斜路湖、摩周湖を有し、釧路湿原につながる釧路川が市街地の中心を流れる弟子屈町ならではの魅力があります。釧路川やその支流の水辺など暮らしのそばにある身近な潤いの場を町民で保全し、活用していくものとしします。



### (4) 国立公園のまちにふさわしい市街地の景観づくり

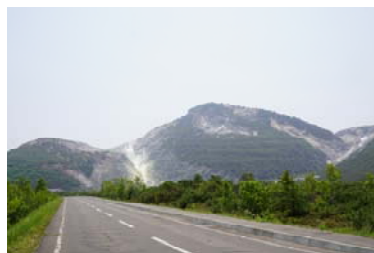
弟子屈市街地や川湯市街地の空き店舗の増加などによる街並みの統一感の低下が見られるため、駅をとしてみちの中心性を高めます。2つの市街地をまちの顔としての魅力を向上させ、国立公園を有するまちとしてふさわしい市街地の景観をつくり出します。



### (5) 訪れた人に感動を与える沿道景観づくり

町内に通る3つの国道は東北海道の主要なまちをつなぐ重要な国道であり、弟子屈町はその結節点ともなっています。国道などの主要道路の沿道からの眺望を保全し、特に観光ルートの沿道に並ぶ屋外広告物や雑草、太陽光パネルなどによる眺望の阻害を防ぎます。

またシーニックバイウェイなどとも連動し、町民による国道沿いのにぎわいづくりや景観保全を進めます。



## 4章 景観計画の区域

### 1. 景観計画区域及びエリア

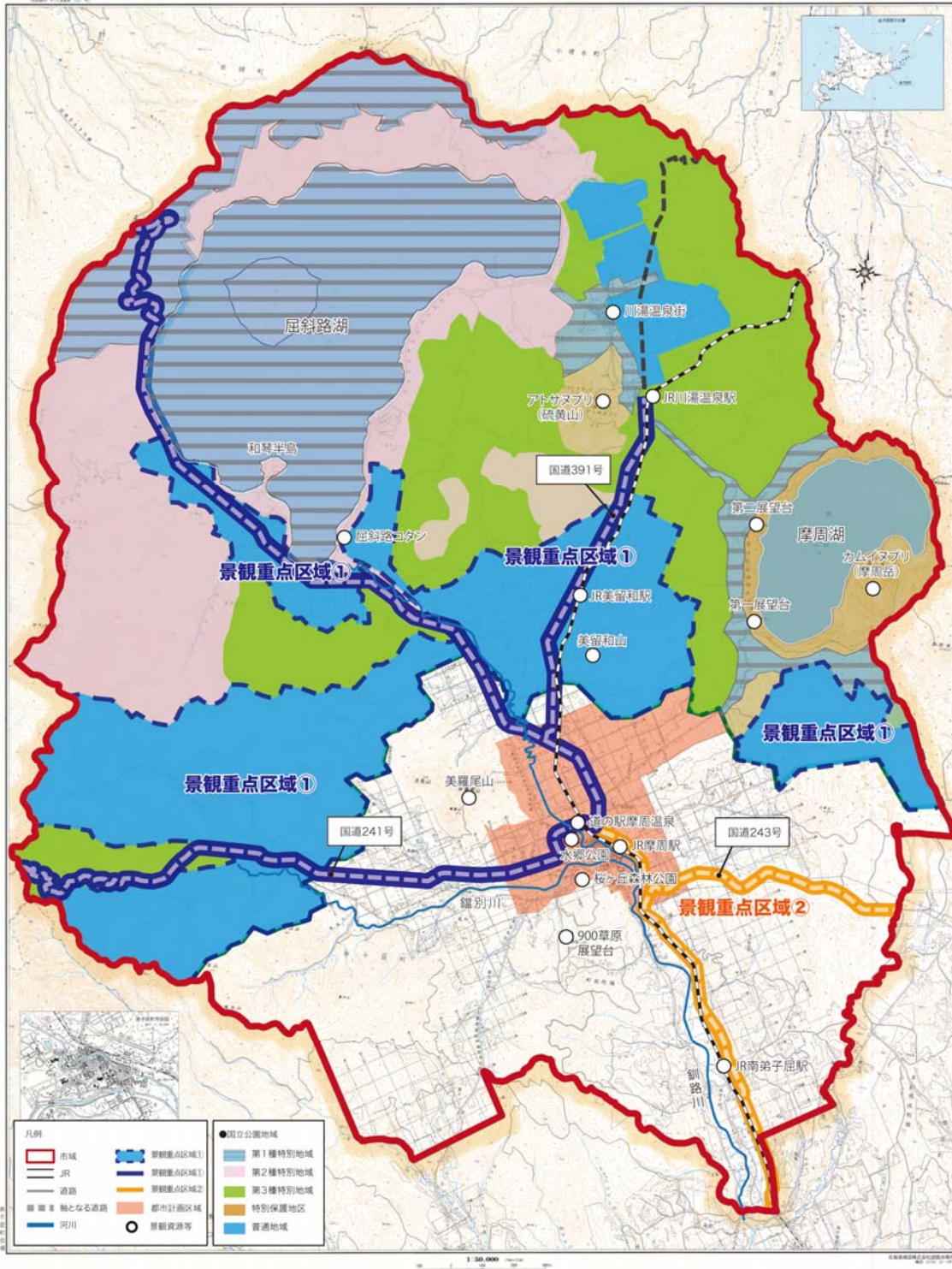
弟子屈町の景観特性と基本方針の展開から、景観計画区域は一般区域と景観重点区域の2つに分けて景観づくりを進めます。また、弟子屈市街地と川湯市街地は景観重点区域候補(景観形成推進地域)とし、まちの顔となる市街地の景観づくりの充実を進めます。

#### ■区域区分

| 区域名                      | 対象区域  |
|--------------------------|---|
| 一般区域                     | 弟子屈町行政区域全域  |
| 景観重点区域①                  | 国立公園 普通地域   |
|                          | 阿寒方面～都市計画用途地域～普通地域を連絡する国道沿い<br>(国道 391 号・国道 241 号・国道 243 号の一部)  |
| 景観重点区域②                  | 景観重点区域①以外の国道沿い(南弟子屈方面から中標津・別海方面の国道391号・国道243号の一部)               |
| 景観重点区域候補<br>(景観形成推進区域) ① | 弟子屈市街地<br>対象範囲：弟子屈町の都市計画区域                                      |
| 景観重点区域候補<br>(景観形成推進区域) ② | 川湯温泉区域<br>対象範囲：川湯集団施設地区計画図※<br>※同範囲には「満喫プロジェクト基本構想図」の範囲が含まれている。 |



# 弟子屈町 地域図



## 5章 景観づくりのルール（行為の制限）

弟子屈町の景観特性や景観形成の方針に基づいて、行為の制限（景観形成基準）、届出対象行為を設定し、良好な景観づくりに向けた景観誘導を行います。

### 1. 弟子屈町の景観づくりにおける基本的な考え方

#### （1）基本的な考え方

景観づくりの基本理念・基本方針に従い、国立公園のまちとして国立公園内外に連動させるため緩衝地帯を拡大し、公共空間における景観形成を推進します。（屈斜路～阿寒地域の広域連携、太陽光発電、公共サイン、公共施設のデザイン等）また、太陽電池発電設備については、事前協議や住民説明会を行う仕組みも設置します。

#### 1）一般区域の景観づくりの考え方

弟子屈町景観計画では、弟子屈町全体の一体的な景観づくりを進めることを大切にしています。そのため、一般区域は弟子屈町行政区域全域とします。現在の弟子屈町の豊かな自然環境を守りながら、暮らしや観光に活用することとします。

#### 2）景観重点区域の景観づくりの考え方

弟子屈町の国立公園を有するまちとしてふさわしい景観づくりのために大切な範囲として、阿寒摩周国立公園の普通地域の一部と国道沿いを設定します。

来訪者にとって弟子屈町を最初に印象づける国道沿いの沿道景観、弟子屈市街地を通り、阿寒摩周国立公園に入ったときの沿道景観を大切に、太陽光パネルなどの景観阻害を防ぎます。

景観重点区域の景観づくりを進めることで、国立公園が持つ雄大な自然景観、田園景観の印象を弟子屈町全体に効果的に引き継ぐこととします。

#### 3）景観重点区域候補（景観形成推進地域）の景観づくりの考え方

弟子屈市街地と川湯市街地は、今後の弟子屈町の景観づくりを進めていくことを想定する景観重点区域候補と設定します。弟子屈市街地と川湯市街地は、雄大な自然景観を背景としながらも、町民の暮らしによってつくりあげていく景観があります。将来重点区域に設置することを想定し、当面は今後のまちづくりの動きや町民主体の景観づくりの動きを大切にしながら、景観をつくりあげる体制をつくりまします。

## 2. 景観形成基準

弟子屈町全体で「国立公園のまち」の景観づくりを進めるためのガイドラインとなるものです。基準に適合しない場合、勧告の対象となることがあります。各区域共通となる1つを設けます。

| 行為の種類   |          | 景観形成基準(各区域共通) |   |
|---------|----------|---------------|---|
| 建築物・工作物 | 位置・配置・規模 | 位置・配置         | 1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。<br>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。   |
|         |          | 規模            | 1) 地域の特性や周辺の建築物または工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。<br>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。<br>3) 建築物及び工作物の高さは、原則として13mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと(ただし、国立公園の特例地域(川湯集団施設地区、川湯駅前等)に該当する地域は、この限りでない)。  |
|         | 形態意匠     | 形態意匠          | <b>周辺景観との調和</b><br>1) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。<br>2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。<br>3) 四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。<br><b>建築物・屋根のデザイン</b><br>4) 国立公園区域との調和を図るため、切妻、寄棟、入母屋形式又はマンサード屋根等の勾配のある屋根とするよう努めること。<br>5) ただし、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、他から望見されることのない場所に位置する場合、又は建築面積10㎡以下程度の小規模な建築物である場合、周辺景観との調和を著しく阻害しない場合にはこの限りではない。<br><b>建築物・壁面後退</b><br>6) 国立公園のまちにおける景観形成のため、道路沿いの壁面線を揃えるものとする。なお、壁面線を揃える必要のない場合には道路から極力後退させる。(阿寒国立公園川湯地域管理計画書(許可、届出等取扱方針)を参照)<br><b>工作物(道路工作物、さく、鉄塔、処理施設等)のデザイン</b><br>7) 国立公園区域との調和を図るため、道路及び園地等から見たときに屈斜路外輪山の山稜線を分断しないようにする。また、眺望を妨げないような規模や位置に配置する。 |
|         |          | 色彩            | 1) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。<br>2) オイルタンクや室外機など、建築物等に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、または目隠しをする等の工夫をすること。<br>3) 建築物及び工作物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。<br><b>【けばけばしい色彩の範囲】</b><br>明度:<br>8を超えるもの(7以下とする)  |

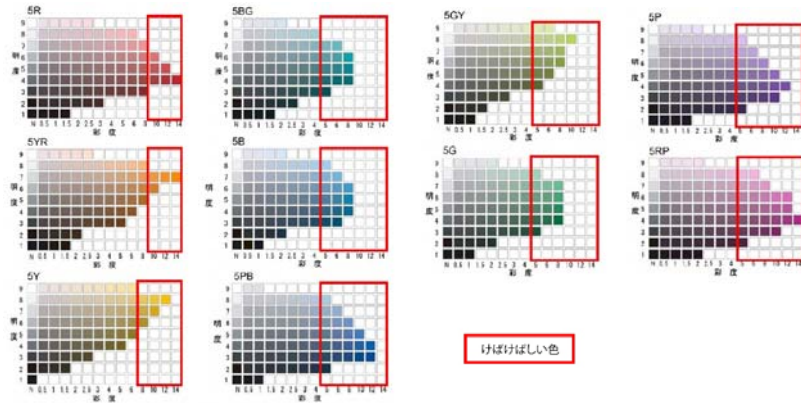
彩度:

R(赤)、YR(黄赤)系は8を超えるもの(7以下とする)

Y(黄)系は6を超えるもの(5以下とする)

GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)は4を超えるもの(3以下)

※下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票を確認するものとする



#### 建築物の色彩、材料

4) 屋根(飾屋根を含む。以下同じ。)の色彩

焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色のいずれかの色彩又は自然材料の素地色とすること。

5) 壁面の色彩

茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の色彩との調和を図ること。

#### 工作物の色彩、材料

6) 工作物(道路工作物、さく、鉄塔、処理施設等)

こげ茶色、又は畑地内及び市街地にあつては灰色(亜鉛メッキ色)とすること。

7) 擁壁

自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工とすること。

8) 電柱

林地に接して設置するもので、焦げ茶色が適当と認められるは、焦げ茶色(既存の施設の更新や塗り替え時も同様)とすること。

#### 広告物等・案内誘導サインの表示・掲出、色彩、材料

9) 広告物の表示面積や設置数は、必要最小限とすること。同一地点に複数の広告物を設置する場合には、統合を図ること。

10) 光源は白色系のみ、動光や点滅はさせないこと。

11) 店舗等への誘導看板は、幟等の野だて看板でないこと。

12) 指導標、案内板等は、川湯地域、美留和地域、国道沿線などにおいて国立公園区域との調和を図るため、木材及び石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色とすること。

#### 広告物等・案内誘導サインの表示デザイン

13) 共通基準

ア バリアフリー経路・誘導経路を意識し、サインの設置位置や向き、どこにサインがあるのか等、すぐにわかりやすい位置に配置すること。

イ 国立公園のまちに配慮して、シンプルであきのこないデザインとすること。

ウ 誰もが理解しやすいように、標準案内用図記号一覧及び道路標識令に定められたピクトグラムを使用すること。

|                  |                         |  |
|------------------|-------------------------|--|
|                  |                         | <p>14) 表地面の色彩及び配色<br/> 高年齢者、障害者が見やすくわかりやすいものとする。なお、高年齢者、障害者(特に色覚障害者)へ配慮した色彩を用いることを基本に、以下のとおり留意すること。<br/> ア 図色(文字や案内図記号)と地色(背景になる部分)の明度差を十分大きくする<br/> イ 黒色に青色または黒色に赤色の色彩の組み合わせは用いない<br/> ウ 黄色に白色の色彩の組み合わせは用いない<br/> エ 赤系統と緑系統の色彩の組み合わせは用いない<br/> オ 赤色については、濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いて、他の色との境目に細かい白線を入れて目立つようにする<br/> カ その他、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「水色とピンク」は避ける<br/> キ やむを得ず上記の色相の組み合わせを用いる場合は、明度差をできる限り大きくする<br/> ク 案内地図に用いる色は、退色(色あせ)を考慮した色に配慮する</p> <p>15) 書体<br/> 表示する基本書体は「国立公園フォント」を使用すること。<br/> (広告物等・案内誘導サインには、標識等での使用が想定されている「TP 国立公園明朝 R」を採用する。)<br/> 表示方法やレイアウト、デザインは「標識整備における標準的な表示例(環境省)」を参照すること。</p> |
|                  | <p>修景</p>               | <p>1) 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。</p> <p><b>付帯施設</b></p> <p>2) 駐車場及び取付道路<br/> 風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。</p> <p>3) 車庫及び倉庫等の小規模な付帯施設<br/> 極力、主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっても、主たる建築物とデザイン、色彩及び材料の調和がとれていると認められるものであること。</p> <p>4) 外灯<br/> 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。</p> <p>5) 自動販売機<br/> 建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていることが認められるものであること。</p>  |
| <p>敷地の外構・その他</p> | <p>緑化</p> <p>堆雪スペース</p> | <p>1) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p> <p>2) 支障木の伐採は、必要最小限に留めること。なお、支障木は修景のために必要な箇所へ移植すること。</p> <p>3) 修景緑化の際は、原則として<u>現地産樹木と同種の樹木等</u>により修景緑化すること。</p> <p>4) 法面及び廃道敷は、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き緑化すること。なお、緑化資材には、<u>郷土種植物の積極的利用</u>を図る。郷土種植物の導入に当たっては、周辺の地形や植生に合った種類(エゾヨモギ、ケヤマハンノキ等)を用いること。</p> <p>1) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。</p>   |

|        |          |  |   |
|--------|----------|--|---|
| 開発行為   | 位置<br>規模 | 太陽電池発電設備   | <p><b>位置・配置・規模</b></p> <p>1) やむを得ず設置する場合は、道路や展望地から望見できる場所や山の斜面への設置は避けること。</p> <p>2) 太陽電池発電設備の地上からの<b>高さは5m</b>を超えないこと。かつ、地上部分の<b>水平投影面積の和も1,000㎡</b>を超えないようにすること。</p> <p>3) 当該太陽光発電設備の水平投影外周線で囲まれる<b>土地の勾配は30%を超えない</b>ようにすること。</p> <p>4) 当該太陽光発電設備の地上部分の<b>水平投影外周線を敷地境界線から5m以上後退させる</b>こと。</p> <p>5) 太陽電池モジュールの<b>反射光を抑える</b>工夫をすること。</p> <p>6) 施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを<b>分散配置</b>とすること。</p> <p><b>修景・緑化</b></p> <p>7) フェンス等は、圧迫感を与えないよう道路等境界線から適切な後退距離を設ける。</p> <p>8) 道路や展望地から容易に望見できないよう、<b>道路等と太陽電池発電設備の間は植栽</b>し、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。</p> <p>9) <b>支障木の伐採は僅少</b>におさえること。</p> <p>10) 送電線網はなるべく地中化を図ること。</p> <p>11) 太陽光発電設備が汚損、破損した場合、必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等すること。また、解体又は撤去する場合は、現地産樹木と同種の樹木等により当該敷地を修景緑化すること。</p> |
|        |          | 位置   | <p>1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。</p>  |
|        |          | 規模   | <p>1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。</p> <p>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源や周辺景観との眺望に配慮した規模とすること。</p>   |
|        |          | 形状   | <p>1) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。</p>   |
| 形状・緑化等 | 資源の保全    | <p>1) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。</p>                           |   |
|        | 緑化       | <p>1) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p> |   |

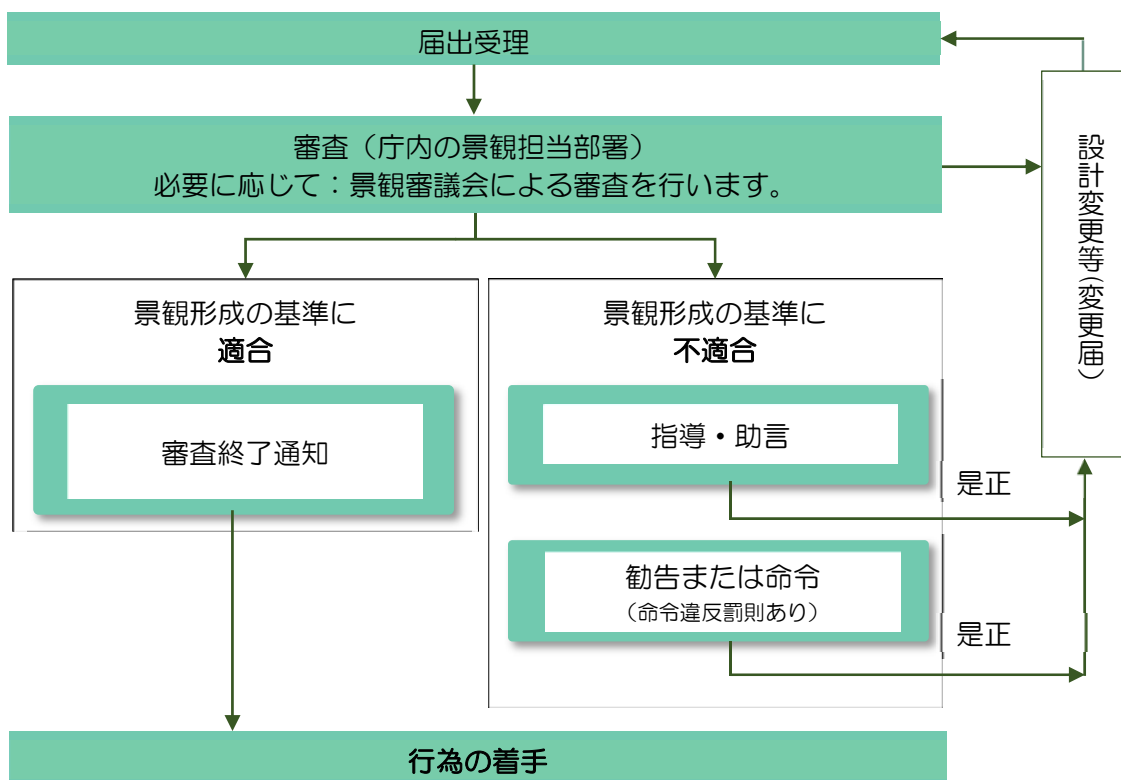
### 3. 届出対象行為

建築物や工作物などの建築等を行う場合、景観法や景観条例、景観計画に基づく町への届出・協議を必要とする行為を示します。

弟子屈町景観計画においては、景観計画区域(一般区域)、景観重点区域①②、景観重点区域候補①②のそれぞれで設けます。

#### (1) 届出のフロー

景観計画区域内で届出対象となる行為を行う際は、以下の図のとおり景観法に基づく届出の手続きが必要となります。



一般区域における届出のフロー図

(2) 届出対象行為

1) 景観計画区域 (弟子屈町一般区域)

| 行為の種類                     |                     | 景観計画区域 (弟子屈町一般区域)  |  |
|---------------------------|---------------------|--|--|
| 建築物                       | 新築または移転             | H:13m または A:2000m <sup>2</sup> を超えるもの  |  |
|                           | 増築または改築             | A が上記を超えるもの<br>※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が10m <sup>2</sup> 以下の場合に対象外  |  |
|                           | 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 | 新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの   |  |
| 工作物                       | 新設、または移転            | さく、塀、擁壁等   | H:5m を超えるもの  |
|                           |                     | 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等   | H:15m を超えるもの<br>※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 15m を超えるもの |
|                           |                     | 風力発電設備   |  |
|                           |                     | 煙突等  |  |
|                           | 物見塔等                | H:13m を超えるもの<br>※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの   |  |
|                           | 彫刻、記念碑等             |  |  |
|                           | 観覧車、コースター等          |  |  |
|                           | 立体的施設(駐車場等)         |  |  |
|                           | 製造施設(プラント等)         | H:13m または A:2000m <sup>2</sup> を超えるもの  |  |
|                           | 貯蔵・処理施設             |  |  |
|                           | 汚物処理施設、ごみ焼却施設等      |  |  |
|                           | 太陽電池発電設備            | H:5m または A:1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの※<br>※ただし、弟子屈町一般区域のうち、国立公園区域内では自然公園法の許認可基準を用いて規制を行うため、景観条例の適用除外地域とする。弟子屈町一般区域のうち国立公園の区域外で「H:5m または A:1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの」に該当する行為を行う際は、弟子屈町に届出を要する。<br><br>※以下の場合には適用除外となる<br>1) 総発電出力が 10 キロワット未満の太陽電池発電設備 (同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。)<br>2) 居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業<br>3) 農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為 |  |
|                           | 増築・改築               | 新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの   |  |
|                           | 修繕、模様替え             | 新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの   |  |
| 広告物の設置・掲出・表示              |                     | 【北海道屋外広告物条例】にて規制   |  |
| 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 |                     | S:10000m <sup>2</sup> または、のり面・擁壁 H:5m を超えるもの   |  |

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積、太陽光発電は築造面積(パネルの設置される水平投影面積)) S:開発区域面積



2) 景観重点区域①：国立公園の普通地域+阿寒方面～都市計画用途地域～普通地域を連絡する国道沿い（国道 391 号・241 号・243 号の一部）

| 行為の種類                     |                     | 景観重点区域①  |  |
|---------------------------|---------------------|--|--|
| 建築物                       | 新築または移転             | H:13m または A:2000m <sup>2</sup> を超えるもの  |  |
|                           | 増築または改築             | A が上記を超えるもの<br>※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m <sup>2</sup> 以下の場合を対象外   |  |
|                           | 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 | 新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの   |  |
| 工作物                       | 新設、または移転            | さく、塀、擁壁等   | H:5m を超えるもの  |
|                           |                     | 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等   | H:15m を超えるもの<br>※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 15m を超えるもの |
|                           |                     | 風力発電設備   |  |
|                           |                     | 煙突等  |  |
|                           |                     | 物見塔等   | H:13m を超えるもの<br>※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの |
|                           |                     | 彫刻、記念碑等  |  |
|                           |                     | 観覧車、コースター等   |  |
|                           |                     | 立体的施設(駐車場等)  |  |
|                           |                     | 製造施設(プラント等)  | H:13m または A:2000m <sup>2</sup> を超えるもの  |
|                           |                     | 貯蔵・処理施設  |  |
|                           |                     | 汚物処理施設、ごみ焼却施設等   |  |
|                           | 太陽電池発電設備            | <p>景観重点区域①では、太陽光発電の規模に関わらず、全て届出対象(ただし、国立公園普通地域では築造面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるものは環境省へ届出、築造面積 1,000 以下のものは弟子屈町へ届出)</p> <p>景観重点区域①に該当する地域では、当該太陽電池発電施設に関わる行為を行う場合において、その設置目的や規模にかかわらず<u>全て届出対象*</u>とする。</p> <p>*ただし以下の場合は適用除外となる</p> <p>1) 総発電出力が 10 キロワット未満の太陽電池発電設備(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。)</p> <p>2) 居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業</p> <p>3) 農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為</p> <p>*「国立公園の普通地域」で行為を行う場合<br/>自然公園法に基づき、国立公園の普通地域では、築造面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるものは環境省へ届出を行う。築造面積 1,000 m<sup>2</sup>以下のものについては、弟子屈町へ届出を行う。</p> |  |
|                           | 増築・改築               | <p>増新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの</p> <p>太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象とする</p>   |  |
|                           | 修繕、模様替え             | <p>新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの</p> <p>太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象とする</p>  |  |
| 広告物の設置・掲出・表示              |                     | 【北海道屋外広告物条例】にて規制   |  |
| 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 |                     | S:10000m <sup>2</sup> または、のり面・擁壁 H:5m を超えるもの   |  |

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積、太陽光発電は築造面積(パネルの設置される水平投影面積)) S:開発区域面積

3) 景観重点区域②：景観重点区域①以外の国道沿い（南弟子屈方面、中標津・別海方面の国道 391 号・243 号の一部）

| 行為の種類 |                     | 重点区域②  |  |
|-------|---------------------|--|--|
| 建築物   | 新築または移転             | H:13m または A:2000m <sup>2</sup> を超えるもの  |  |
|       | 増築または改築             | A が上記を超えるもの<br>※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m <sup>2</sup> 以下の場合を対象外         |  |
|       | 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 | 新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの                     |  |
| 工作物   | 新設、または移転            | さく、塀、擁壁等   | H:5m を超えるもの  |
|       |                     | 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等   | H:15m を超えるもの<br>※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 15m を超えるもの   |
|       |                     | 風力発電設備<br>煙突等  | H:13m を超えるもの<br>※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの   |
|       |                     | 物見塔等   | H:13m を超えるもの<br>※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの   |
|       |                     | 彫刻、記念碑等<br>観覧車、コースター等<br>立体的施設(駐車場等)<br>製造施設(プラント等)<br>貯蔵・処理施設<br>汚物処理施設、<br>ごみ焼却施設等 | H:13m または A:2000m <sup>2</sup> を超えるもの  |
|       |                     | 太陽電池発電設備   | 景観重点区域②では、太陽光発電設備の高さ・規模に加えて、指定地域（土地種目）によっては届出対象<br><br>H:5m または A:1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの<br><br>景観重点区域②に該当する地域では、上記に加えて農用地及び農業振興地域において、 <u>土地種目が「原野」や「宅地」等農用地以外の種目となっている地域</u> では、その設置目的や規模にかかわらず <u>全て届出対象とする。</u><br><br>※ただし以下の場合には適用除外となる<br>1) 総発電出力が 10 キロワット未満の太陽電池発電設備（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。）<br>2) 居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業<br>3) 農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為 |
|       |                     | 増築・改築  | 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象<br>※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10m <sup>2</sup> 以下の場合を対象外<br><br>太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象   |
|       |                     | 修繕、模様替え  | 新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの<br><br>太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象  |
|       |                     | 広告物の設置・掲出・表示   | 【北海道屋外広告物条例】にて規制   |
|       |                     | 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為  | S:10000m <sup>2</sup> または、のり面・擁壁 H:5m を超えるもの   |

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積、太陽光発電は築造面積(パネルの設置される水平投影面積)) S:開発区域面積

## 6章 景観づくりに関わる資源の指定方針や整備に関する事項

### 1. 景観重要公共施設の指定の方針

弟子屈町には、東北海道の重要な主要道路である国道 241 号、国道 243 号、国道 391 号の結節があり、沿道からは北海道らしい広がりのある田園景観を望み、遠景の山並みへの眺望があります。また屈斜路湖から流れ、市街地の中心を流れる釧路川は、町民の暮らしに潤いを与え、釧路湿原につながる良好な生態系の形成にも重要な役割を持っています。

このような弟子屈町の景観づくりで特に重要な要素となり得る公共施設においては、「景観重要公共施設」として位置づけ、景観に配慮した公共施設の整備を推進します。

#### < 景観重要公共施設の指定の方針 >

- ① 町や地域のランドマークやシンボリックな存在であり、景観づくりを進めるうえで重要な公共施設
- ② 優れた形態意匠を有し、周辺の景観と調和している公共施設
- ③ 町の景観の連続性を高め、町全体の景観の魅力を向上するうえで重要な公共施設

本計画では、以下を景観重要公共施設として位置付けます。

- ・ 国道 241 号、国道 243 号、国道 391 号
- ・ 釧路川

## 2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

弟子屈町の景観においては、歴史ある魅力的な建造物や魅力的な樹木が重要な役割を果たしています。特に、地域の象徴として親しまれている木や歴史的いわれのある木、景観上優れた木は「弟子屈町の名木」として指定され、町民に大切にされています。景観づくりにおいて重要な地域のシンボルとなる建造物や樹木は、適切な維持管理・活用のために「景観重要建造物」、「景観重要樹木」に指定することができます。なお、指定にあたっては、所有者の合意を得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

### <景観重要建造物の指定の方針>

- ①地域に親しまれ、景観形成において良好な特徴的な外観を有するなど、地域のシンボリックな存在として良好な景観の形成に寄与すると認められるもの
- ②地域の歴史や文化を感じさせる、地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域の景観を特徴づける外観を有しているもの。

### <景観重要樹木の指定の方針>

- ①地域に親しまれ、景観形成において良好な特徴的な樹形を有するなど、地域のシンボリックな存在として良好な景観の形成に寄与すると認められるもの
- ②地域の歴史を感じさせたり、地域の文化に由来する樹木等

## 7章 景観まちづくりの推進方策の検討

弟子屈町の景観は、暮らしや観光、産業など町民の生活と密接に関係し合いながら作られていくものです。弟子屈町の良好な景観を守り・つくっていくためには、町民や事業者、行政が連携し、協働しながら景観づくりを進めていく必要があります。

### 1. 弟子屈町の景観づくりを支援する仕組みと体制の構築

#### (1) 弟子屈町景観審議会

弟子屈町の景観計画に基づく景観づくりが適切に進められるように、弟子屈町の景観に関わる調査・審議を行う諮問機関として、「弟子屈町景観審議会」を設置します。景観計画に従った「景観重要公共施設」、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」等の指定についても審議します。

また、テーマごとの景観協議会の中心的な役割を持ち、弟子屈町の景観づくりに関わる人材や情報のプラットフォームとしても位置付けます。

#### (2) ゆるやかな景観づくり推進ネットワーク

弟子屈町の景観づくりには地域住民や活動団体、観光事業者のみならず、阿寒・摩周国立公園の維持管理に関わる団体などさまざまな主体が重要な役割を持っています。さまざまな主体がゆるやかに連携し、行政がサポートするネットワークづくりを進めます。

##### <推進ネットワークの取組の例>

- ・沿道に設置する花壇における花の種類やプランターのデザイン等の統一
- ・観光案内サイン等の色彩、デザインの統一 など

